

第6章 良好な景観の形成のための必要な事項

屋外広告物の表示及び

屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

1. 基本的事項

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に際しては、市全域としては栃木県屋外広告物条例（昭和39年条例第64号）の許可基準に従うとともに、第2章に定める「良好な景観の形成に関する方針」及び第3章に定める「行為の制限に関する事項」との調和が保たれるものでなければならない。

また、重点的に景観形成を図ることが必要な区域については、今後重点地区としての指定と併せ、地域の特性を踏まえた表示及び掲出の設置に関する行為の制限を定めていくものとする。

一方、景観法には屋外広告物に関する手続きや規制手法に関する規定が用意されていないが、景観計画における行為の制限に関する事項の届出対象行為に位置づけられている工作物として、当面は当該形態又は色彩その他の意匠に関する基準に沿った誘導を行うこととし、今後本市独自の屋外広告物条例の制定についても検討していくこととする。

2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する景観誘導方針

屋外広告物の表示・掲出においては、優れた自然・田園風景や住環境の保全、あるいは商業地の賑わいの演出といったように、周辺環境に調和した真に求められる良質な広告景観の誘導を図っていく。

広告物の基本方針

建築物と調和し、建築デザインをひきたてるデザインとする。
建築物等と同様にまち並み景観を構成する要素として、周辺景観に寄与する質の高いデザインとする。

大規模広告物の形態意匠に係る事項

周辺環境に配慮してデザインや修景を施すこととし、以下の基準に適合したものとする。
緩衝空間を確保し、外周部を緑化修景することに努める。
機能的な形態の美しさを活かしたデザインとする。
広告・サインの設置は必要最低限とし、街並みに調和させる。
ポール等の色彩は、暗色（ダークブラウン10YR2/1が望ましい。明度と彩度がそれぞれマンセル値3.0以下とする。）に抑え、周囲の景観に配慮したものとする。
住宅地のような落ち着いた雰囲気演出が必要とされる場所では、色彩の種類を制限する。（3種類程度）
違和感がないよう周辺環境に配慮しながら、住民に愛着をもたれるようなカラーリングの工夫を行う。
窓面利用の広告は設置しない。（ショーウィンドウは除く。）
動光型、点滅型、液晶型のサインを設置する場合は、特に周辺景観に配慮する。
建物と一体となっている工作物は、本体と同じ色調とする。

市民と事業者、行政の協働による景観形成の推進

(1) 市民意識の高揚

景観形成で最も重要な役割を果たすのは市民です。景観形成に寄与した建築物等や街並み、市民団体などの活動に対し、表彰など景観啓発の機会を増やすことで、広く市民にPRし、より良好な景観を意識づけることが期待できます。

また、景観学習の機会を増やし、景観づくりの見識を育てることは効果的であり、市民自らの発想による景観形成行為へ結びつくまで続けていくことが必要です。

(2) 市民・事業者・行政による景観づくりと市民意識の育成

景観計画重点地区の景観計画を策定する段階においては、地域の特性を持たせた計画となるよう、地域の住民の意見を反映していくための地元懇談会や説明会等を開催することが必要ですが、市民参加型や市民啓発型の懇談会等による検討よりも、市民中心型である地元の自主的・積極的な景観活動を行なう市民団体等が主体となつてのルールづくりと策定後の地元の各種景観形成に関する活動が望まれます。

市はこのような地域の景観形成を推進することを目的として結成した団体を「景観形成市民団体」に認定し、技術的・資金的援助などにより市民の主体的な活動を支援し、また市民が積極的に参加し、活動することの推進を図ります。

また、市民団体が地域で活動するNPO法人や公益法人で、意向がある場合は、景観法に基づく「景観整備機構」の指定も考えられます。

景観計画重点地区のような地区全体での基準以外でも市民の身近な一団の土地において、地域住民の自主的なルールを「市民景観協定」として認定し、身近な景観づくりの取り組みを促進させることをねらいとしています。より多くの市民の方に積極的に参加していただくため、全員合意が前提となる景観法に基づく協定とは別に、独自の協定として位置づけ、生け垣協定や看板・建物の色彩協定、花づくり協定など、自由な発想でルールを定めていきます。

また、地元が全員合意し意向があった場合は、景観法に規定する「景観協定」を活用していきます。

(3) 管理運営における市民参加

地域で景観づくりに熱心に取り組む様々な知見を有する法人や、市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図るには、地域や施設に愛着を持った、市民の自主管理運営が有効であり、併せて行政のバックアップが必要です。

このように、民間活力を活用した景観形成の担い手を「景観整備機構」として位置づけ、景観重要建造物や樹木などを管理することにより、地域の景観形成により積極的な役割を果たすことができます。

(4) 地区計画等の活用

良好な景観形成を図っていくためには、景観計画の他に都市計画法に基づく地区計画制度や地域地区（景観地区、高度地区等）など景観形成に関わる既存の制度を活用することも有効です。

景観計画に基づく行為の制限に関する事項は、建築条例とセットの地区計画に比べて、建築確認等の規制措置はとれないため、景観形成基準を効果的に運用していくためには、同時に地区計画を活用していくことが有効です。また景観計画重点地区内では、都市計画と連動する必要性の高い用途や高さ、セットバックなど、地区計画で定められる内容は地区計画で、それ以外の形態又は色彩その他の意匠などのきめ細やかなルールは景観計画で定めるといった使い分けが考えられます。

行政が主体となった景観形成の推進

(1) 先導的役割の発揮

公共建築物等のデザイン向上

かつての機能優先、量的充実に重点が置かれつつあった公共建築物等の整備は、今後、アメニティや空間の質の豊かさ確保することや、高齢者や障がい者などを含めたあらゆる人々が利用しやすいように施設のバリアフリー化が求められているなど、「量」から「質」の確保とともに、新たな視点からの機能強化を同時に図っていくことが必要です。

公共建築物は市民の資産でもあり、長期的に良質なストックとして捉え、市民が利用しやすくかつ親しまれ、誇りと思えるような優れた施設内容と高質なデザインを実施していくことが必要です。

その他公共施設の景観向上

道路、公園、河川などの公共施設は基盤施設といわれるように都市の骨格であり、故にその空間的質が周辺の建物などのまち並み形成に大きな影響を与えると考えられます。そのため、公共施設の整備においてのみで完結することなく、周りの建物や風景等のバランスも考慮した、先導的役割を果たすべく、優れた公共施設の整備と良好な景観形成の向上を図っていきます。

特に、市の主要な道路整備にあたっては、街並みに調和した舗装の色彩デザインを採用するとともに、街路樹や植栽帯の適切な維持管理に努めます。公園の整備にあたっては、施設の修景など周辺との調和を図り、樹木の維持管理に十分に努めます。

また、現在市の公共工事全般において「景観形成への配慮のための公共工事における事前調整」を行っており、これに基づきより良好な景観づくりに配慮した公共事業の実施に努めます。

さらに、市民が参画しながら優れた公共空間を整備することで景観形成の手本となり、市民の自発性を駆り立てる契機となる可能性が高く、これまで以上に様々な創意工夫をこらし、地域の特性を活かした景観形成が期待できます。また、歩行者系道路の整備など、都市整備上重要な拠点やルート以外でも日常生活に密着した公共施設については、市民に親しまれるような公共施設として景観向上を図っていくことも必要であると考えます。

推進体制の強化

(1) 庁内推進体制の強化

庁内では小山市都市景観研究会を組織し、関係各課の協力の下に勉強会の開催や人材の発掘・育成など、庁内職員の意識の啓発を行ってきました。

今後、景観条例と景観計画の運用により、さらに増加する庁内横断的な景観形成事務への対応や相談業務の増加にともなう、より専門的な知識に対応するために景観担当としてデザインセンスや熱意を備えた人材の育成が必要であり、これにより、様々な景観事業や景観形成団体への資金援助や人材援助、その他景観計画における通知や重点地区の事前協議、通知など事業担当との調整機能などがよりいっそう強化されることとなります。

また、景観形成がハードだけでなくソフト面も重視される一方、福祉、教育、芸術、文化、市民生活など幅広い分野での連携が求められつつあることから、各委員会や都市景観研究会を活かしながら、今後とも意識の啓発を継続し、かつ調整機能が果たせるよう強化していくことが必要です。

さらに、専門的知識を有する検討事項の発生時などは、必要に応じて専門家を加えたり、景観アドバイザーを制度化するなどの景観の体制づくりも必要であると考えます。

(2) 関係機関との連携

良好な景観を保全形成するために、国・県や他市町村、警察、その他公益企業や関係者が集まり、「景観協議会」を設立し、様々な立場の関係者と利害の異なる課題について、必要な協議と調整を図りながら、必要に応じて協力を要請するなど連携を強化し課題解決を図っていきます。

(3) 助成制度の活用

「景観形成市民団体」の活動への財政的・技術的助成、「市民景観協定」等の締結に向けた活動への財政的・技術的助成、「景観重要建造物・樹木」の保全に関する維持・管理に対する財政的・技術的助成など、現行条例で既に整備されていた財政及び技術的助成の仕組みを継承し、よりよい景観形成の推進を図っていきます。

(4) 啓発活動の展開

新しい施策の展開や新規制度・事業の適用にあたっては、市民意向の反映や世論の喚起が重要な柱となることから、広報誌やパンフレット、ホームページなどの有効なPR手法を活用して、必要な情報の提供と市民意向の反映システムを確立し、それによって市民の景観に対する意識を高めていくことが重要です。